

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成26年8月7日(2014.8.7)

【公開番号】特開2014-118760(P2014-118760A)

【公開日】平成26年6月30日(2014.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2014-034

【出願番号】特願2012-275319(P2012-275319)

【国際特許分類】

E 02 F 9/28 (2006.01)

【F I】

E 02 F 9/28 A

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月29日(2014.5.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アダプタに取り付けられる掘削ツースであって、

基端面を有し、第1方向に延びるツース本体と、

前記ツース本体の前記基端面に形成され、前記アダプタを挿入するための挿入孔と、

前記挿入孔の最深部から突出する一対の支持部と、

を備え、

前記挿入孔は、前記一対の支持部の間に形成される凹部と、前記一対の支持部の両側に形成され、前記第1方向に延在する一対の延在孔とを有する、

掘削ツース。

【請求項2】

前記第1方向と直交する第2方向に沿って前記ツース本体を貫通し、前記挿入孔に繋がる一対の軸孔を備え、

前記一対の軸孔の中心を通り前記第1方向及び前記第2方向に平行な断面において、前記一対の軸孔の中央に位置する基準点と前記凹部の最深部との間隔は、前記基準点と前記挿入孔の最深部との間隔よりも大きい、

請求項1に記載の掘削ツース。

【請求項3】

前記一対の延在孔は、前記凹部より浅くかつ狭い、

請求項1に記載の掘削ツース。

【請求項4】

前記一対の支持部は、前記挿入孔に挿入された前記アダプタの先端部と所定間隔を隔てて対向する、

請求項1乃至3のいずれかに記載の掘削ツース。

【請求項5】

前記ツース本体は、前記基端面から突出する凸部を有する、

請求項1乃至4のいずれかに記載の掘削ツース。

【請求項6】

掘削具本体と、

第1方向に延びるツース本体と、前記ツース本体の基端面に形成される挿入孔と、前記

挿入孔の最深部から突出する支持部と、を有する掘削ツースと、

前記掘削具本体に固定される固定部と、前記挿入孔に挿入される挿入部と、を有するアダプタと、
を備え、

前記支持部は、前記挿入部の先端と前記第1方向において所定間隔を隔てて対向する、
掘削具。

【請求項7】

前記掘削ツースは、前記第1方向と直交する第2方向に沿って前記ツース本体を貫通し、
前記挿入孔に繋がる一対の軸孔を有し、

前記一対の軸孔の中心を通り前記第1方向及び前記第2方向に平行な断面において、前記第2方向における前記挿入部と前記支持部との間隔は、前記第2方向における前記一対の軸孔の中心と前記支持部との間隔の5%以下である、

請求項6に記載の掘削具。

【請求項8】

前記ツース本体は、前記基端面から突出する凸部を含み、

前記固定部は、前記凸部が嵌合される凹部を含む、

請求項6又は7に記載の掘削具。